

第十五回 参議院大蔵委員会會議録第十六号

昭和二十七年十二月二十四日(水曜日)
午前十一時五十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 大矢半次郎君
伊藤 保平君
菊川 孝夫君
木内 四郎君

委員

岡崎 眞一君
黒田 英雄君
西川基五郎君
平沼彌太郎君
小林 政夫君
小宮山常吉君
杉山 昌作君
森 八三君
松永 義雄君
菊田 七平君
堀木 謙三君
木村禧八郎君

衆議院議員

國務大臣

外務大臣 岡崎 勝男君

政府委員

大蔵省主税局長 平田敬一郎君
大蔵省主計 白石 正雄君
局法規課長

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員

大蔵省主税局 泉 美之松君
税制第一課長

本日の會議に付した事件

○國際連合の決議に基づく民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律案(内閣送付)

○昭和二十七年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案(衆議院送付)

○大矢半次郎君 これより第十六回大蔵委員会を開会いたします。

國際連合の決議に基づく民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律案、右について質疑を願います。

○菊川孝夫君 昨日外務省の事務当局のかたんに詳細についてこの法律案の目的とするとところについて御説明願つたのでありますが、今日は大蔵に最後にお尋ねしたいのは、この難民救済やら児童の救済のために物資を無償で提供した場合に、現実的には南朝鮮側のほうへ全部品物が行つてしまふ、こういうふうに思ふのでありますが、そうしますと、一番隣国であるし、曾つては同胞であつた連中が今兩派に分れてやつておるところへ南朝鮮ばかり品物が行つてしまふというのは、将来の日本と朝鮮との関係に悪影響を及ぼすようなことではないかどうかという点について一番心配するので、この点について第一点お尋ねしたいと思ふのです。

その次には、昨日も、とにかくこれ

は南米の端のほうであるとか、アフリカあたりでやつておるときとか、或いは洪水や天災地変のために國際連合でやるということと違ひまして、現実がこの戦争をやつておるときにおいて、一方で救恤物資を送るといふことになつたら、たとえこれは國際連合の区域であり、且つ又國際連合の区域は、平和条約の精神からいつても、これを受諾した以上は従わなければならん、成るべくこれには協力するといふことになつておるのですが、これは義務だと言へばそれまでありますが、併し戦争をやつておるところに一方的に片方ばかりそういう応援物資が行くといふことになつたら、中には又昨日も薬品であるとか、そういう医薬品をも送れるといふお話でありましたが、そういうことになると、戦争を助けるというやうな印象を与えることになるのじやないか、こういうことをお尋ねしましたところ、協力局長は、いや、もうそれは現にこちらで基地も提供しておるし、それから作戦には大いに協力しているのだから、品物を送つたくらいなこととはもう大した問題じゃないので、もつと大きな協力を實質的にはやつておるのだから、そういうことは心配する必要はないと、こういう御答弁でありましたが、外務大臣もやはりそういうつもりでおられるかどうか、この二点をお伺いいたします。

○國務大臣岡崎勝男君 協力局長はどういう答弁をされましたか、私聞いておらぬのでございますが、私の考えで

はこういうふうにお思はれるのです。第一に、今の韓国政府なるものができまして、その状況を見ますと、これは國際連合の決議によりまして、朝鮮を統一する目的で、全朝鮮に対して選挙を行なつて、その結果多数を得た者が政府を組織する、こういうことで國連の監視員が行つて選挙の構成を監視するといふことで選挙が行われたわけでございます。ところが、事実上は三十八度線以北には國連の連中も行かれませんし、又三十八度線以北では選挙を拒否したために、結局建前は全朝鮮といふことでありますが、實質的にはいわゆる南朝鮮だけで選挙が行われて今の政府ができた。併し國連側では、まだあの政府は本来から言へば朝鮮全体に対する政府でない。ただ北朝鮮で選挙が行われなかつたために、又北朝鮮に力が及ばないために南朝鮮だけにやる。北朝鮮のほうの選挙が仮に同時に行われたらどういふ政權ができるかはこれは別として、國連の目的としては、そういう全朝鮮の一つの政府といふことでやろうとしておつたわけでありまして、事実上はそれができなかつた。そこで今度の朝鮮の救済、再建等に関する計画につきましても、これはやはり國連としては、建前は全朝鮮と考えておるのであります。事実上ただ戦時が行われておつたりしまして、又國連の救恤といふこと、何と言ふか、救済といふことについて、北朝鮮側では少くとも、國民はどうか知りませんが、北朝鮮の政權は別な考

でおる。従つて受付けられないような態度も見えないことはない。そのために事實上は送れませんけれども、建前は北朝鮮側にも送つて無論差支えないものだ、従つて國連の總會としては、どちらをいふのではなくして、これは一つの政府なり或いは他の政府なりを援助するとか或いはその間の軍事その他の援助といふのではなくて、朝鮮の國民に対する、非常に困つておる國民に対する援助であり、こういう國民に対する援助といふものは、できればどこへでもやり得るものであることは、例えばアメリカが共産政權とは非常に反目しておつた当時、第一次欧州大戰のあとで、フーパー・コンミッショソヴィエト側の救済をやつておつた。難民の救済等といふことについては三十八度線の以北、以南を区別すべきものではないので、可能なならば恐らく北のほうにもこういうものをやる措置を講じ得る、講じたいと思つておることは、私は間違いないと思ひます。ただ、現実の事態として、今それができていないといふことであるかと考えます。従いましてそういう計画に対して日本もこれを援助するといふことは、私は差支えないことであり、又逆に仮にこれが南朝鮮にしか行かないとしても、南朝鮮にしか行かないのだから、難民を救済するといふ事業に対しても参加しないといふことでは、我々従来同じ國民としておつた間柄でもありますし、できないものは仕方がないが、できる範

困の援助はできる限りこの範囲内においてはむしろ進んでやるべきものではないかと考えておるのです。又、これは国連の総会等できめられまして、軍事行動とは全然別個にやつております。例えば軍事行動については安全保障理事会とそれから総会の勧告によつて行われておりますから、軍事行動自体は安全保障理事会に報告されても、こういう救済計画のほうはこれは別でありまして、總會に出される。従つて實際の統一司令部と言いますか、ユニファイド・コマンドに依頼してこの事業を行なつてはおりますけれども、中身を見ますと全然別な組織であり、全く別個のものでありまして、軍事行動とは関係ないとは考えております。又薬品等にしましても、これは難民に対する救助でありますから、これも私は軍事行動とは関係ない。要するに非常に今困つておる人々に対してできるだけの範囲で援助の手を差し伸べる、こういうことと考えておりますので、私はむしろ進んでもこれはやるべきものであらうと、こう思つておるやうなわけでありませう。

【理事大矢次郎君退席、委員長着席】
○菊川孝夫君 次に賠償問題、これはまあ金額からいいますと大した金額ではないのでありますが、今、賠償をよこさないから、はつきりしないから、先般もフィリピンのはうではモンテンルパで拘禁をしてゐるんだというやうなことを盛んに言つてゐるらしいのであります。そうしますと、この賠償もまだ払えないやうなところが義捐金の募集に応じるといふことはちよつと矛盾をするんじゃないか。そこ

で、これぐらい義捐金にさへ応じ得るやうな国力が回復してゐるのなら、早く賠償をたくさん払えというやうな要求が出て来る心配があるんじゃないかと思ふのであります。が、こういう点については全然影響がないのであるかどうか、それをお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) 賠償の問題はこれは私は別だと考えております。なぜかと言へば、仮に我々は非常に困窮しておつて賠償が払えない状況であるにしても、今までの同胞であり、すぐ海を隔てた向うにゐる人々が非常に困窮しておるといふときには、それこそ身の皮を削いでも助けべきであるからして、仮に賠償が払えないとしても、援助をするといふことはこれは私はむしろ当然……と言つたら余り語弊があるかも知れませんが、やるべきものであるやうと考へておるのであります。賠償といへども私は決して払えないと言つておるわけではなくて、現に新聞でもこの頃出ておるやうに、賠償を履行するつもりで話を進めておるのです。そして相当程度のことをいたしたい考へておりますので、この点においても差支えない。

又、賠償を必要とする国々から言へば、あり余つてゐるやうな国が賠償をするのじやなくて、やはりこの戦争によつて非常な経済的打撃をこうむつた、その経済的打撃を幾分にも責任あるほうから賠償として実行をさし、その戦争損害の再建を促進したいという考へ方でありませう。そういういふわが戦争によつてやはり求償国といへども経済的には困難を感じておるのであります。が、そういう国々も、例えば

フィリピンとかいふやうな国もたしかこの朝鮮の救済事業には賛金しておると思ふのです。で、我々もこういう人道的なものには賛金をしたすべきが当然であり、殊に非常に遠い見知りなすの国とは違つて、今まで同じ国籍を持つた国なんでありませうから、なお更でけるだけのことはいたすべきじやないか。結論をいたしましては、私は賠償には特に影響はないものと考へております。

○菊川孝夫君 次に、こういう国際連合が民生事業のために物資の供出を決する場合には、よくわからないのであります。が、戦争やこれに類似したやうな事件によつて難民ができた場合にやるのであります。それとも天災地変等の場合にはこれは適用されることになつてゐるのか、その点を一つお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) 天災のときは、まあ非常に大規模なものがあればこれも考へられるでありませうけれども、多くの場合は国際連合としてやるやうなことは少いと思ひます。それは天災の場合は各国ともに輸出をいたして援助もいたしたじやないけれども、主としてこれは戦争とか或いは領土の変更に伴つて、こつちの領土にいた者が大量にこつちへ移るとかいうやうなことが多くあると思ひます。併しこれは戦争自体とは私は直接関係がない、こ

すに乗つて行くといふことは大体弱腰ではないかといふやうな感情が起きて来るのじやないかと思ふのであります。が、この点についてはどう考へられるか、やるのなら自国の名に於いてやるか、国際連合を通じてやるかといふことについては、これはなぜかと申しますと、こういうことをまあ黙つて聞いて、成るべく協力しておつたならば、国連加入もやがては早く実現できる、こういうふうな見通しを持つておるかどうか、それを一つお聞きしたい。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは私は別な観点から考へておるんであります。つまりまあこう言うやうな誤解があるかも知れませんが、日本は少くとも国民の救済の程度からいつても、或いは救済の程度からいつても、人口の点からいひましても、やはり世界のうちに伍しては相當の地位のある国であると思つておるのです。従ひましてそれだけの發言権を与えられる代りにそれだけの国際的な義務をみずから負うべきものであると思ひます。例えば日本に直接関係のないやうな遠い所にある問題でも、日本としては世界平和維持とか或いは各国との間の理解を深める方法とかいふことについては進んで、直接利害関係がなくても、世界のために努力するだけの考へを有するのが当然だろつと思つております。そこで国連に加入する取引条件等とは私は考へておりませう、まあこれは特に近い所

○菊川孝夫君 次に、国連加入はこちからも非常に強く要望しておるんだけれども、未だに国連の加入を認めない拒否権の問題で認めないのであります。が、国民感情として、仲間入りもさせないで義務だけ負わす、それにやすやすと乗つて行くといふことは大体弱腰ではないかといふやうな感情が起きて来るのじやないかと思ふのであります。が、この点についてはどう考へられるか、やるのなら自国の名に於いてやるか、国際連合を通じてやるかといふことについては、これはなぜかと申しますと、こういうことをまあ黙つて聞いて、成るべく協力しておつたならば、国連加入もやがては早く実現できる、

思つておるのであります。これによつて国連加入の結果においては促進されるかも知れませうけれども、これを国連加入の手段として使うといふやうな氣持はないのであります。又こういう救済事業は、国として自分が恩を著せ、相手国に恩を感じさせるやうな方法をとらない、つまり普通の寄附でも、自分の名前を出して寄附するのと、無名で寄附する方法もありましようけれども、その人道的な立場に立つてやるのであつて、その多寡よりも、又自分の名前を出すとか出さんとかといふよりも、その氣持を現わすべきであらうと思ひます。で、国連というやうな名前が各国がその適當と思ふ額を寄附して、その方面に寄与するといふほうが、むしろこういう救済事業については適切であらうと考へております。

○菊川孝夫君 それではこの赤十字の活動ともよく似た点があるのじやないかと思ふのであります。が、將來の赤十字が若しもやういふ活動をやる、これは赤十字がやる場合には、どちらかと申しますと、両方内へ働きかけることは赤十字だとできるのじやないかと思ふのであります。が、赤十字ができるかどうかといふこと、もう一つ赤十字から申入れがあるやうな場合には、政府はこつちの処置を考へるつもりでおるかどうか、用意があるかどうか、この点をお伺ひします。

○國務大臣(岡崎勝男君) 赤十字でもこの両方の國內に自由に出入できるかどうか、今のところは疑わしいのであります。併しながら例へば赤十字の当面の仕事としては、これはいろいろ、広範囲にありませうけれども、例え

ば負傷者の手当とか或いは病人の手当、普通の市民でも……、こういうことでは国際赤十字がやる場合がある。又それが有効である場合もある。であります。将来そういう問題が起りますれば、又これは好意的に日本としても考えるのは当然だと思ひます。ただ今すぐにはこういう機関がありませんし、これは一般各国の赤十字の一部も朝鮮戦線では出して援助している国があります。ありますが、これはむしろ傷病兵の手当というふうなほうではやつておるようでありますが、こういう一般の市民の救済、而もかなり大掛りのことであります、これには統一した方針をとつてやらないと、一部には厚く一部には薄くということでもいかにようでありまして、只今のところでは国連が主宰してやつておるわけがあります。これと併立してほかの方法があれば、これも決して拒絶すべきものではない。従つて我々としては、そういう問題がございますれば、将来とも好意的には考慮をすべきものと考えております。

○菊川孝夫君 それと直接密接な関係はないかも知れませんが、国内に今居住しております朝鮮人の中には北朝鮮系と南朝鮮系とあるわけがありますが、こういう計画が申しますか、この法律が通過するということになりましたら、北朝鮮系の人たちがいろいろの又運動を起すというふうな心配はないかどうか。今そういう動きはないかどうかという点と、現在日本にいる朝鮮人の中で、北朝鮮系と南朝鮮系と一体数にしてどのくらいあるか、これを一つ。それと直接は関係はないかも知れませんが、すぐ又これで変な運動が、変な

言うか、反対運動がはうへへに起り出すことになると思うので、余り芳しくないと思ひますので、この実情はどうですか、外務省には調査と言ひますか、情報が入つておる範囲内において一つ御説明を願ひたい。

○国務大臣(岡崎勝男君) これは初めにも申し通り、若し北朝鮮系でもこれを受入れるということになれば、国連としては喜んで北朝鮮側に出かけて難民救済はやるのだ、従つてこの点で国内の北朝鮮系の人たちが反対を起すというふうなことはちよつと考えられませんが、今別にそういう動きは認められませんが、それから国内の北朝鮮系、南朝鮮系、初めは非常に何と言ひますか、北朝鮮系のはうに国内の朝鮮居住民を持つて行くような積極的な運動が随分ありまして、そのために登録された数はたしか北朝鮮系が圧倒的に多かつたと思ひます。例えば六十万のうち四十五万くらいは北朝鮮系とかいうことになつておつたかと思ひますが、その後だん／＼わからなくなつて来ましたが、今実際の正確の数はわかりませんが、北朝鮮系の動きがかけといひますが、そういうものが警察等で不当な者は抑えられて来ましたが、初めに北朝鮮系として登録した人でも要つては人があるやうであります。政府としてはこれに對して特に登録されればそのまゝ受付けますが、或いはただ朝鮮人として登録しても、これは北朝鮮系であるか南朝鮮系であるか追及しませんために、正確なところはわかりませんが、当初に行われたよりは大部分が違つて来ていると想像しております。

○菊川孝夫君 じゃもう一つ、今新聞でも国際連合の斡旋と言ひますか、努力によりまして、捕虜の送還問題を国連にも要請をしておりますし、国連もやつてくれているというところが伝えられて、最近では中共に日本の赤十字から代表を送るというふうなことを今日の新聞でも伝えられておりますけれども、それらと関連いたしまして、やはりこういうこの民生事業に協力するから捕虜を帰してもらふのだというふうななまめしい感情を持つわけではありませんが、協力してれば、向うも熱意を持つて捕虜の送還等についてもやつてくれるのか、或いは又これを若しも断わるといふようなことになつたら、そういうことは非常にだん／＼と熱意が冷めて来るものであるかどうか、この国際的な影響を一つ第一にお伺ひいたしたいのです。

次に今月の文芸春秋で死か、死刑の判決を受けた、而も自分では死刑の判決を受ける覚悟がない、というのは上官が皆責任を部下に転嫁して自分の責任を逃がれている、そういう戦犯で、而も死刑の判決を受けて苦悶をしておる人が現に巣鴨の拘留所の中にもおるし、或いはモンテンルパにもこれがおるであらうと思ふのであります。が、こういう人たちの身の上を何とか……、気の毒な人たちの身を一日も早く救済できるような要請を国連を通じてやるのが一番いいと思ふのであります。が、こういう義務だけはきまつたとき、これは協力をしてもらふが、これに正式に加入を認められていないからして要請することができないものであるかどうか。それとの関連において一つ御説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(岡崎勝男君) 私はこれに

力によりまして、捕虜の送還問題を国連にも要請をしておりますし、国連もやつてくれているというところが伝えられて、最近では中共に日本の赤十字から代表を送るというふうなことを今日の新聞でも伝えられておりますけれども、それらと関連いたしまして、やはりこういうこの民生事業に協力するから捕虜を帰してもらふのだというふうななまめしい感情を持つわけではありませんが、協力してれば、向うも熱意を持つて捕虜の送還等についてもやつてくれるのか、或いは又これを若しも断わるといふようなことになつたら、そういうことは非常にだん／＼と熱意が冷めて来るものであるかどうか、この国際的な影響を一つ第一にお伺ひいたしたいのです。

次に今月の文芸春秋で死か、死刑の判決を受けた、而も自分では死刑の判決を受ける覚悟がない、というのは上官が皆責任を部下に転嫁して自分の責任を逃がれている、そういう戦犯で、而も死刑の判決を受けて苦悶をしておる人が現に巣鴨の拘留所の中にもおるし、或いはモンテンルパにもこれがおるであらうと思ふのであります。が、こういう人たちの身の上を何とか……、気の毒な人たちの身を一日も早く救済できるような要請を国連を通じてやるのが一番いいと思ふのであります。が、こういう義務だけはきまつたとき、これは協力をしてもらふが、これに正式に加入を認められていないからして要請することができないものであるかどうか。それとの関連において一つ御説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(岡崎勝男君) 私はこれに

に對しては、別にこれについて関係国に何らかの解決のために助力をするというふうな、憲章の中に或いはその他定めの中にあるのかどうか、難民の救済と同じような性質のものかと思ふのです。これら何らかの処置をとることになつておるか、そういうものは全然タツチしないことになつておるのか、ただ戦争が起きた場合にこれを解決する、これが主となるはずであるか、これをお伺ひいたします。

○国務大臣(岡崎勝男君) これは国連として一般的にはそういう務めは無論あるわけでありまして、今おつしやつたような、事実裁判について非常に疑問のある点があり得ると思ひます。従ひまして、平和条約の規定によりまして、日本は各国で行われた戦争裁判の判決を受諾するというにいたしました。従つて条約で受諾するといつたものを、今更あつた判決はおかしいのだから直すべきであるというふうな議論はちよつと考へるものじやないかと思ふのであります。又仮にそれを主張しても、時間が非常に掛りますし、それから又裁判を更に行うとしたら、証人がどうなるか、なかなかこれは裁判はむづかしいのじやないかと思ひます。非常に時間が掛つて、その裁判の結果がどうなるか、これもわからない状況であるならば、むしろ実際の解決としては、平和条約の規定に基く仮出所とか減刑とか、釈放とかいう方面を促進すれば、すでに多くの人は七年なり六年なりおる人でありまして、少くとも仮出所の待遇は受け得る人がかなり多いのであります。

三

第六部 大蔵委員会会議録第十六号 昭和二十七年十二月二十四日【参議院】

三

三

三

三

三

す。又減刑等が行われれば、それに基いて又仮出所のペーステンジが非常に多くなつて来るのでありますから、私は實際上の解決としては、むしろ平和条約の規定を促進して、これを各国の善処に待つというほうが早いのではないかと思ふ。

○小林政夫君 本法案とは直接関係ございせんが、外務大臣が見えたので、この委員会に關係のことでもちつと御質問いたしたいと思ひます。

昨日当委員会において上げた租税の特別措置法の中で、外国からの技術援助契約により外国に対して支払う使用料について二重課税防止の条約ができて、その後六カ月の間免税をする、こういう措置をきめたのであります。二十七年一月から十月まででもそういう外国に支払う技術の使用料は十八億六千九百四十四万に上つておる。そうしてその一〇％の租税を上げるとして一億八千万の税金が上がるわけだ。これが二重課税防止の条約ができてないために課税することを躊躇しなければならん。實際問題としてそれを課税するとすれば、相當のやはり技術を導入した我が国の国民の負担においてその税を払わなければならんという結果になるので、止むを得ず免税措置をするにいたしましたわけでありまして、この二重課税防止についての条約の締結についてどのような外務大臣としては今積極的な御努力をなさつておるか、お伺いいたしたい。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは原則としては我々も承知しておりますが、個々の問題には非常に技術的な問題がありまして、先般も大蔵省の専門家をアメリカに派遣しまして、アメリカの

当局と話をさして来たのであります。が、なか／＼私どもにもよくわからないような技術的な細かい問題があつて、時間を取つておるのであります。が、我々の希望としては、アメリカなりその他主要の国とはできれば来年中にはそういう協定を仕上げたいと思つて、いろいろ／＼各国におるこちらの大使等に訓令をいたしまして研究をさせておきます。先のことでまだはつきりわかりませんが、アメリカ等とは相當早く話合ひが付くのではないかと思つております。

○小林政夫君 問題は該当件数又金額等においてもアメリカが一番圧倒的に多いわけでありまして、もうはやその交渉を始めてから一年近くもなるといふことは、非常に技術的な困難性に……、まあ両方の対立しておるといふ点は、先般主税局長から我々も聴取したわけでありまして。そのほかに該当国がまだ八カ国あります。これと一々そういつた条約を締結するためにいへば、アメリカとの交渉振りから考えると、相當の年数を要するのじやないか。尤もアメリカのほうで一つのモデル・ケースができれば、それに似せてやるといふわけに行つて、多少は早くなるかも知れませんが、併しこれは相當日数がかかるのじやないか。技術的な問題は別として、外務大臣としてその条約締結に熱意を持たれ、積極的に推進するといふふうなお気持ちでやつて頂きたいと思ふのですが、その点如何ですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) これはまあ不用意と言へば不用意かも知れませんが、アメリカとの話をしてみますと、

いろいろ／＼主義上の問題が出て来ます。この点をどう日本としてきめなければならんかといふようなことはなか／＼細かい問題であります。が、やはり主義上の問題を含んでいるのがあつて遅くなつておりますが、こういういろいろ／＼の点を今アメリカとの間の話で非常によく検討して来ましてから、この協定ができますと、恐らく日本としてはいろいろの問題についてこうやるべきものだといふ方針はできる、そうしますと通商航海条約のようなもので国々によつてそのやり方は違ひますけれども、少くとも日本の方針といふものがきまりますと話は非常に早くできるわけでありまして、この問題もアメリカとの話がきまれば、あとそう遅くなくできると思ひます。私は勿論できるだけ早くこういうものは作り上げるべきものだと思つております。今後とも十分努力をいたします。

○小林政夫君 こちらが新技術を導入するほうでありますから、どうしても受身であつて、非常に該当国と我々のほうで、導入したいこちらのほうの者が折衝をする場合には、どうも我々のほうに弱いわけでありまして。そこでこういう二重課税防止の条約ができたとしても、なか／＼實際の交渉においては当方が不利をこうむるという、事實上向うの払うべき税金までこちらから出すような使用料を課せられるかも知れない例があるわけでありまして、日本の経済再建のためにも一つ是非促進をして頂きたいと思ひます。

それから次は行政協定の第十一條によつて合衆国軍隊とか軍属等はその使用する物資についての関税を免除されることになつておる。ところがこの規定を濫用して、又日本において物品税のかかる物品等についての物品税は取らないといふことになつておるけれども、その取らないといふ手続等の關係もあり、相當この協定で限定された趣旨を逸脱してかなりの物が外国から輸入されておる。それは具体的に申ししますと、カメラ或いは陶器製品というようなものが輸入されておつて、今までは日本から買つておつたのを買わなくなつたといふ事例もあるわけでありまして、これについては行政協定第十一條の趣旨等について、この状態についてどういふふうな外務大臣としては今お考えになつておりますか。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは締結當時から非常に懸念されたのであります。例へばアメリカの軍人なり何なりが買つたといふために無税で輸入しても、その軍人が日本人と親しくして、頼まれてそれを買つてそれを渡すといふようなことで、非常に脱税的な行為が多いのじやないかと、この懸念されたのであります。併し表面この理窟から言へば、軍人等が使う品物に対しては、これは無税で入れてやるのが至當でありますから、協定ではそういたしましたのであります。その当時からの問題は先方にも注意し、我々のほうでもできるだけこれについては注意すべきであると考えております。そこでずつと今までの実績を調査して、行政協定は一年たつて、別に改訂の協議をする約束はしてないのであります。が、刑事裁判権については一年たつたら協議をしるということになつておりますが、あとはただどつちかの政府が申出て改訂の必要があるといふときは

協議をするといふことになつて、一年ということはありませんけれども、我々のほうは大體一年を目標にして実績をこう集めて見て、例へば或る種の品物が非常に多く入つて来て、そうして軍人たちがそれを皆買つたと思われなような節があれば、それを調べて、そうして先方の反省を促すなり、或いは何かの改訂を申入れるなどの資料にいたしたいと思つております。もう暫らくの状況を見まして、これは善処したいと考えております。

○小林政夫君 アメリカ国内においてはアメリカ軍人というものは、例へばドイツ等から品物を入れて買入れる、アメリカが外国から輸入する物品について関税をかけたものを購入するわけですか。或いはアメリカ国内においても軍人が使うといふものは輸入品について、アメリカとしての輸入品について免税の措置を受けることになつておるわけでありまして。

○國務大臣(岡崎勝男君) これは私もはつきり知りませんが、軍の建物の中で、例へば兵營等の中で、酒保その他の場所を売る品物については免税をされておるのではないかと、併し売る品物は、恐らく私の想像では国内製品であつて、特に輸入品などは多少はありましようけれども、余り売つてないのじやないかと思ひます。従つてカメラ等も、ドイツのものその他は一般の市中の店で買わなければならんのではないかと。併し同様にアメリカがドイツから例へばカメラを買つて、こちらへ送つて来て、軍の施設の中で売るのでありますれば、アメリカ軍は、ドイツから買うときは政府と政府

の間ですけれども、アメリカの軍から大蔵省に対して税金は払うのです。その払ったものをこつちへ持つて来て、そうして日本には無税で入れる。やはり先ほど申した二重課税を防止するといふような意味も入つておるようには了解しますが、それにしても、その安く売つた物が、つまりアメリカの費用で安く、つまりアメリカの軍の費用で税金は払つて、そうしてこつちへ持つて来た物は、税金だけは軍人に對しては除外して安く売つてやる、こういうことになるのであります。それを若し日本の國民に、アメリカの人が買つて売つてやるということになりますと、その間には一は關の値段が出て来る。もう一つは、アメリカとして政府が税金を払つて安く持つて来た物を日本の國民に売つてやるならば、日本の國民に對してアメリカ政府が税金を負担することになるじやないか。日本としても面白くないが、アメリカとしてもつまらん話じやないかといふうちに私は考へて、そういうふうな話を進めております。

○小林政夫君 この行政協定の趣旨は私もこの審議をするときは、大体においてアメリカから持つて来る物については免税の措置をするということを考えておつたのであります。直接こちらの駐留軍がドイツ或いは中華民国その他から輸入して、そうしてそれが免税の措置を受ける、こういうことはおかしい。今のアメリカを経由して来るならば、当然軍の會計において税金、関税を払うか、或いは直接購入者が払うか、国内においては関税を払わなければならぬのが、直接日本の駐留軍が当該國から輸入することによつて免税の措置を受けるということ、少しこの行政協定の範圍を逸脱しておるのじやないか。協定の精神を逸脱しておるのじやないかといふふうな考へるのですが、その点如何ですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) これはアメリカのほうでも非常に實際的に考へておりまして、我々もそうなのであります。一々その品物のオリジンはどうするか、こうするとか調べるのも煩瑣であります。アメリカ側の良識に待つては、かゝることを思ふので、又アメリカ以外の國から輸入されるもの、アメリカでは場合によつては、この日用品であり、或る場合には必需品である場合もあるのですから、一々その咎め立てすることは無いと思ひますが、併しそれが大量に入つて来る、又日本の國內に安く流れるという事になれば、これは問題にせざるを得ない。そういうことがなくて、本當に軍人だけの間に使われる少量のものであるならば、理窟は多少おかしいかも知れんけれども、不問に付してもいいじやないか、こう思つておりますから、むしろ實質的問題で、國民に對しての品物が余計流れるような場合がありましたら、これはチェックすべきである、こう考へております。

○小林政夫君 いや、こちへ流れる今大臣の御指摘のような事例も勿論困ることですが、更に積極的な意味で、普通に税金がかかるならば、アメリカにとつての外國製品を買わなくても、日本の國內でそれ以上に優秀な製品或いは比肩し得る製品が作れて、日本の品物を當然買つてあらうにもかかわらず、今のようにな直接駐留軍がアメリカ以外の外國から買つることによつて、免税措置によつて、當然日本の品物が売れるべきものが売れないという現象が起つておるわけなんです。曾つては相當買つたものが、今のようにな手を使うようなことになつたために売れなくなつた。要するにまあ前に大臣の指摘された例で言つても、日本の産業が圧迫されるわけですが、私の申上げる事例は、當然ドル等が稼げるものが稼げない、こういうことになるので、これによる日本産業に対する打撃といふものが非常に大きいわけなんです。その点についての御配慮も願ひたいと思ふ。

○國務大臣(岡崎勝男君) その点も十分調査したいと思ひます。

○小林政夫君 すでに大蔵省の主計局長名を以て合同委員會に對して抗議を申込んでおると、こういうことでありますので、外務大臣も一つ傍觀せずに積極的にアメリカに對して抗議を申込んで、速かに解決をせしめようように御善処を願ひます。

○松永義雄君 簡単に國連の姿についてどういふふうに見ておられるかといふ点をお聞きしたい。國際連合に對して平和条約で國際連合の原則を重視する、原則において平和的手段においてやるということに改まつて聞くこともないのであります。この國際連合の原則といふものは今もう破れてゐるんじゃないか、一つ伺ひたい。

○國務大臣(岡崎勝男君) これはいろいろ言われております。ソ連側面と英米その他の自由國家群との間が國際連合の中で二つに割れておるといふように言われておりますが、私はそれは考へておらないのであります。といふのはあゝいう機關がありますからソ連リカ側も自由にそこで発言をし、ソ連側も自由に自由國家群に對して発言をして、そして世界の輿論にも訴へ、各國との間の論議も戦わせるのであつて、この機關がなかつたならばどうなるかと申しますと、恐らく兩陣營の間はだん／＼相手國に對する疑を増し、相手國に對する意思の疎通を欠いて、それこそ非常なむづかしい事態に立ち至るんじゃないかと思ひます。そこでこういう組織であり、イデオロギーも非常に違つておりますから、随分激しい議論もあり得るけれども、その半面にとにかくこういふ一つの組織があつて、そこで思切つて自分の考へをぶちまけることができるということとは、これは國連だからこそできるものであります。この意味において國連は非常に大きな世界平和の維持に貢獻していると考えております。やり方は、当初のサンフランシスコ會議の昭和二十年當時のような世界が打つて一丸となつていふようなことは多少違つて来ておると思ひますが、併しそれにしては國連の機能は平和維持といふ点では非常に大きく果されてゐると、こゝう私は考へております。

○松永義雄君 國連の總會なり安全保障理事會の會合なりでお互いに不満を漏らし合ふといふところにおいて平和的效果を奏するものだという点については、私としても別に否定はいたしません。が、反對に又國連を舞台として雙方の謀略宣傳が行われているといふこともこれも否定はいたしません。而してその後における具體的な事はこれは又一々私が申上げるまでもなく、朝鮮問題に關する國連軍の組織方法、あれは勿論國際連合の正式な組織的な軍隊でないことは言うまでもなく、その國連軍の朝鮮における行動、その後における朝鮮の捕虜問題に關する決裂で具體的に現れてゐることは、この國連からとなく出ておる國連軍の動きといふものは、だん／＼國連の最初に持つてゐた精神と離れつつある具體的な現象ではないかと思ふのですが、如何ですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 私は只今申した通りどうもそれは考へておりません。宣伝とか謀略とかおつしやいですが、その意味もあるでしょうけれども、とにかくあゝいふ公開の場所において世界の輿論を目がけて多數の國の支援を得るために、お互いに自分の立場を明白にするといふことは、これが一番私はフェアなやり方であり、各國ともにとちからに支援しなければならんといふことはないので、今申しした通りこれをやらなければ、今申しした通り非常な世界的には陰慘な形になつて来るんじゃないかと思ひます。で、國連の機能があなたのおつしやるような点では無論完全に果されてゐない。併しこれは世界を統一して一つの政府ができなければ、そんな完全に、獨立國がはう／＼にあるのにそれを従わせるといふような機能は果せないのです。國連といふことも前の國際連盟と同じやうに完全にはその目的を達してゐないのです。けれども、現状において、これはもう自然の結果であり、又むしろ完全に果してゐないといふ点で却つてどこの國も押えつて縛るといふことをやつておらないだけに、却つて防波堤と言ひますか、何か氣持のほけ口もできて、平和維持に役立っていると思ひますので、決して國連本来の目的から余り離れてゐない、ただそれ

が完全にできていない、こういうことだと思ひます。

○松永義雄君 私の言おうとするのは、国連の最初の精神から国連がこう漸次動いているのではないか、その動いている姿に対して我々はどうしたらいいかというその資料をあなたから得ようと思つてここに質問をいたしているのではありません。国連を否定するとか、そういうことを言つておるのではないのであります。もう少し中へ入つて客論的な点を一つお伺ひしたい。

そこでもう少し具体的な例を申し上げますと、これは大蔵大臣に聞くことでしようが、国際復興開発銀行がこれ又戦争後、戦争経済を平和経済に直すためにでき上つた一つの国連の機関である。それがマーシャル・プランを経てそして後進国開発になった。そして後進国の生活向上を目標としておる、平和的の目的を目標としておつたはずだと思ふ。ところがその国際復興開発銀行が最近御承知の通りに戦時物資の開発乃至政治的解決問題について手を入れたつとあるという傾向が見えて来ておる。国際連合は最も平和的な機関であり、平和的産業の開発を図つて、そして民族の生活の向上を図るというその精神から離れて、戦時物資、政治的問題に融資の途が開かれて行くという傾向を持つということは、裏のほうから国連の性格が動きつとあるといふことを認めざるを得ないものであります。その点はどうでありますか。余り時間が長くなりますからもう一つあと質問して終りたいと思ひます。

○国務大臣(岡崎勝男君) これはどういふ点で松永さんはそういうことをおつしやるか知りませんが、私も先般

ガーナ副総裁に会つて何遍か話しました。ガーナ氏の考えなんかは、これは純然たるビジネスであります。金を貸して貸倒れになるようなところに貸さないという方針で、ビジネスの中に……ただ必ずビジネスではあるけれども、その中に何と申しますか、平和的な気運を促進するものができるだけや。そうしてそれ以外のものは手を出さないというつもりでやつておるようでありまして、今おつしやつたような傾向は、私はガーナ氏とのいろいろな話合から見ましては到底考えられないことではあります。

○委員長(中川以良君) 松永委員にちよつと申し上げます。折角の御質問中のごさいまするが、実は本日外務大臣も大変急いでおられるようですから……。

○松永義雄君 もう一点だけです。どうせ御承知のことを否定していられるのですから、だから私はただそういうことを申上げておけばいいのであります。

国際復興開発銀行が戦時物資開発に向つておることは、国連が戦時物資開発に向つておることは、ユーゴスラヴィアやイランに対する貸出しでこれは明瞭なことでありまして、そのことは一々実証的に証拠を持つて来て申上げることにもないと思ひます。証拠を出せといふようなことになることは、こういう委員会の性格上極めて何と申しますか、感情的なことでありまして、更にイランの油田問題に関して、英伊紛争問題に關連して国際復興開発銀行が関与して行こう、これについて関与して行こうということが認められるのであります。それを私はとやかく

攻撃するものではありません。国際連合の性格が動きつとある。これは国民によく知らせなければいけないと思ふのです。安心してそこに頼つていけば平和は守れるのだぞという考え方は、私は非常に間違つておると思ひます。それに対する態度はいろいろありましようが、とにかくあなたの言うように、否定して、そうして国際連合に頼つていけばいいのだ。そうしてそこへ加入申請していればいいのだ、こういうことだけでは決して国民は安心してはおられないのであります。だからちよつと一言申上げておきまして質問を終わります。

○委員長(中川以良君) ちよつとお諮りいたしますが、外務大臣はもうよろしうございませうか。

○小林政夫君 先ほどの質疑で、平田さんが見えたので言つておきますが、外務大臣は行政協定第十一条による免稅物品が、關稅を免除する物品が国内へ流れることだけが頭にあるようでありまして、先般當委員会において問題になつた、アメリカ以外の国から駐留軍が輸入し、大量の物を輸入し、それが當然日本の物品を駐留軍が買上げるであろう量を圧迫しておる。むしろそういう意味において日本の産業を圧迫しておるという逆のケースと言いますか、積極的にドル獲得という面におけるケースについて頭によく入つておらんといふように、私は質疑応答の過程において思つたのでありますが、平田さんからよく連絡をしておいて頂きたい。

○委員長(中川以良君) よろしうございませうか。……別に御発言もないようございませうから、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めまして、それではこれより討論に入りませう。

御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを頂きます。……別に御発言もないようございませうが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。国際連合の決議に基づく民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律案を衆議院送付案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願ひます。

○委員長(中川以良君) 全会一致であります。よつて本法案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定をいたしました。

○委員長(中川以良君) 報告の内容は、本院規則第四百四条により本法案の内容、本委員会における質疑、討論、表決の要旨を報告することにして、あらかじめ御承認願ふことに御異議ございませんか。

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二条により委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名
菊川 孝夫 岡崎 眞一
小林 政夫 平沼 彌太郎
小宮山 常吉 西川 甚五郎

菊田 七平 黒田 英雄
松永 義雄
○委員長(中川以良君) それでは暫らく休憩いたします。
午後零時五十九分休憩

午後七時二十一分開会
○委員長(中川以良君) 休憩前に引続きましてこれより開会いたします。
昭和二十七年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案を議題に供します。先ず提案者より提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(中馬辰猪君) 今今議題と相成りました坂田英一君外二十五名提出昭和二十七年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案に關し提案の理由を御説明申し上げます。
国民食糧を確保するためには、一般供出割当が確保できるか否かは、言うまでもなく、最も重要な事柄であります。が、義務供出分を過重に割当てますことは、農村の現状よりいたしまして、妥當を欠く嫌ひもあり、むしろ農民の協力により超過供出等を確保することが必要であります。

而して超過供出等は、農家の保有分を割いて供出することと相成りますので、これらにつきましては特段の措置を講じて、これを奨励することが必要であり、昭和二十六年産米につきましては、御承知のごとく超過供出奨励金に対する所得税を全免することとし、以て農家の実質手取額を保障することとせられたのであります。
昭和二十七年産米につきましてもこの般の事情にはいささかの變更もなく、む

しろその必要性は確えておると見るべきであります。

又、本年度においては特別指定業者による特別集荷制度も新に設けられましたので、これについても同様の措置を講ずることが当然と考えられます。

以上の理由によりまして超過供出米並に特別集荷米に對しましては奨励金並にこれに相當する金額は、その生産者の昭和二十七年分又は昭和二十八年分の所得の計算上、所得税法上の総収入金額に算入しないようにいたしたいと存じまして、ここに本法案を提出した次第であります。

何とぞ慎重御審議の上速かに御可決賜わらんことをお願い申し上げます。

○委員長(中川以良君) 引き続きして衆議院において修正をされました点について説明を聴取いたします。小山衆議院議員。

○衆議院議員(小山長規君) 衆議院の大蔵委員会において可決せられましたところの本法案に對する修正の内容並びにその理由を御説明申し上げます。修正は次の通りであります。

第一項を次のように改める。

1 昭和二十七年産米穀につき、米穀の生産者がその生産した米穀をその生産者の名をもつて政府に売り渡した場合において、当該生産者が受けるその売渡に對する代金の金額が早期供出奨励金、供出完了奨励金又は超過供出奨励金の金額に相當する金額を含むものであるときは、その代金の金額のうち、当該早期供出奨励金、供出完了奨励金又は超過供出奨励金の金額に相當する金額は、当該生産者の

昭和二十七年分又は昭和二十八年分の所得の計算上、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第九條第一項に規定する総収入金額に算入しない。

第二項中「政府買入数量の米穀を政府に売り渡した米穀の生産者又は政府買入数量を定められなかつた」を削り、「食糧管理法」の下に(昭和十七年法律第四十号)を加える。

こういうのであります。これは超過供出の奨励金に對して免税をしようというのに對しまして、早場米の奨励金並びに供出完了に伴うところの奨励金、これもいずれも所得税法上の所得に算入しない、つまり免税にすることが妥當である。こういう考え方でありまして、早場米は御承知のように日本の端境期における食糧の逼迫を緩和するために、特に早期の供出を農家にお願いをし、そのためには農家は非常な苦勞をして出しておるのであります。でありますからして、超過供出奨励金に對して免税の取扱をする理由と同じように早場米の供出農家に對してもこれをやるのが妥當であらうというのがその理由であります。

又供出完了の奨励金は、これは供出農家に對しまして政府が特に供出の完遂をお願いし、そうして日本の食糧事情の緩和に役立たせがために特に設けたところの奨励金でありますからして、これ又所得として考へる必要はあまるまい。こういうのが修正案を出した理由であります。

なお、これによりましてところの減税の政府の減収額がどの程度になるかというところは、これは政府当局を招いて

お聞き願ひたいのでありますが、大体のところを申し上げますと、早場米のほうですでに政府が出しました奨励金は約百十五億であります。この百十五億の中に所得税の対象になる農家はざつと三分の一見當であらう。従つて所得計算上所得に編入されるべき数字は三十五億見當、これの先ず二〇%見當と見まして、政府の減収になる分は七億見當ではなからうかというように推定をいたしております。それから供出完了奨励金のほうは二万四百万石程度であります、二十四億であります、これがやはり三分の一見當が課税対象になるものと見まして、その数は八億円であります。その二割見當が減収になるものと見ますれば一億六千万円見當ではなからうか。それから最後の超過供出のほうは、まだ供出数量が終つておりませんが、どの程度になるかわかりませんが、仮に三百万石見當あるものといたしますれば、その總額が一億二千万円見當であります。このから七百五十億、この七百五十億円の所得は殆んど所得税の対象となるべきものと見て差支えないかと思ひますので、この分が約十五、六億円はあつたのではなからうかというふうに推定をいたしておる次第であります。

以上を以て修正の理由の説明並びに修正の案文を御報告申し上げます。

○委員長(中川以良君) 御質疑を願ひます。

○小林政夫君 ちよつと政府の説明と数字が違ふように思ふのですが、泉君から……

○説明員(泉美之松君) この臨時特例に關する法律案によりましてどの程度

減収になるかということは、今まで課税の実績上、早期供出金或いは供出完了金という名目でどの程度課税になつていのかという統計がございせんので、必ずしも正確でないのございしますが、先ずこの法律が通過することによりまして、早期供出奨励金のほうは二十七年分の所得のほうに響いて参ります。その額は先ほど七億くらいというお話がございましたが、まあ大体私どもの計算では八億二千八百万円くらいであらうと思ひます。それから供出完了奨励金と超過供出奨励金のほうは、大部分明年の所得になるわけでありまして、二十七年分の所得には殆んど影響ないわけでありまして、この分は供出完了奨励金のほうで二億七千万円、超過供出奨励金のほうにおきまして十八億円の減収になるものと計算しております。

○杉山昌作君 今の超過供出奨励金の分という中には、特殊の買取人に売渡すもの、それも入つておりますか。

○説明員(泉美之松君) 超過供出奨励金のほうは、この法案にありますように、第一項と第二項と両方で自由販売業者に売渡すものを含めておるのでございします。私どもの予想をいたしましたは、二千八百二十五万石、政府が供出、超過供出及び自由販売によつて獲得するものと計算いたしました十八億円になるというわけでございます。

○委員長(中川以良君) はかに御質疑ございせんか。別に御発言もないようであります、質疑は終了したものと認めて御異議ございせんか。

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。……格別御発言もないようであります、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(中川以良君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

【賛成者挙手】

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第一百四条により本委員会における質疑、討論の要旨及び表決の結果を報告することにして、あらかじめ御承認を願うことに御異議ございせんか。

○委員長(中川以良君) それから本院規則第七十二条により、委員長が議院に提出する報告書に附する多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

小宮山常吉 菊川 孝夫
木村福八郎 大矢半次郎
森 八三一 伊藤 保平
杉山 昌作 木内 四郎
小林 政夫 堀本 鐵三
黒田 英雄

第六部 大蔵委員会會議録第十六号 昭和二十七年十二月二十四日【衆議院】

○委員長(中川以良君) それでは暫時休憩をいたすことに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(中川以良君) 休憩いたします。

午後七時三十三分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕